

# 高知市指定管理者選定手続ガイドライン

平成 28 年 4 月

令和 6 年 5 月改訂版

総務部行政改革推進課

## 目次

はじめに	2
第1章 指定管理者制度の概要	
1 指定管理者制度とは	3
2 従来の管理委託制度との相違	3
3 公の施設	4
第2章 指定管理者の指定候補者の選定における公募・非公募（指名）の決定	
1 公募・非公募（指名）の決定	5
2 非公募（指名）とできる基準	5
3 指定管理者の指定期間	7
第3章 指定管理者の応募要件	
1 各施設共通の必須応募要件	8
2 施設の設置目的、性質等により設定可能な応募要件	9
第4章 公募による選定手続	
1 審査委員会の委員構成	11
2 審査委員会における選定基準	11
3 審査委員会における指定候補者の選定	15
第5章 非公募（指名）による選定手続	16
第6章 選定手続スケジュール及び情報提供等	
1 選定手続スケジュール	17
2 選定手続スケジュール及び指定管理者指定議案の提出事務手続の改善	18
3 指定管理者指定議案の提出事務手続の改善を踏まえた選定スケジュール	20
関係法令	26

## はじめに

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律により創設され、現在本市では 189 施設について 28 の指定管理者を指定し、施設管理を実施しているところである。

指定管理者制度の導入に当たっては、指定の手續、管理の基準、業務の範囲に関する条例改正及び指定管理者の指定に関する議会の議決などをはじめ、多くの事務手續を遂行する上で様々な課題がある。特に指定管理者の指定候補者の選定に関しては、これまで市議会における指定管理者指定議案の審議に際して、多くのご提案やご意見をいただいていたところである。

このため、指定管理者制度を適用した公の施設の管理を実施するに当たり、それぞれの施設の設置目的を踏まえた安定的で質の高い住民サービスの提供をより一層推進するため、指定管理者の選定手續のガイドラインを定め、透明性のある合理的な選定手續を進めていくものである。

なお、本ガイドラインは、指定管理者の選定手續の運用の原則を定めるものであり、選定手續の詳細については、施設の所管課が施設ごとに個別に決定するものである。

したがって、本ガイドラインと異なる取扱いをする場合は、十分に市民、議会に対して説明責任を果たす必要がある。

このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日以降に実施する指定管理者の選定手續に適用するものとする。

## 第1章 指定管理者制度の概要

### 1 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、行政需要の多様化への対応と行財政運営の改革の必要性を背景として、民間のノウハウを活用した行政サービスの質的向上とともに行政コストの削減の双方を達成するため、平成15年9月に創設された地方自治法上の制度である（地方自治法（以下「法」という。）第244条の2）。

指定管理者制度が創設されるまでは、公の施設の管理の委託先は、公共団体・公共的団体や、自治体の出資法人などに限定されてきた。従来の管理委託制度の元では、地方公共団体と管理受託者の関係は「受託」という契約関係であったが、指定管理者制度での指定管理者の指定は行政処分であり、地方公共団体と指定管理者との関係は「管理の代行」という形である。

指定管理者制度の創設によって、公の施設の管理運営を民間企業やNPO等を含む団体に行わせることや、条例の定めによって、施設の使用許可など処分に該当する権限を包括的に代行させることが可能となった。また、指定管理者にその管理する公の施設の利用料金を収入として収受させる「利用料金制度」も導入されている。

### 2 従来の管理委託制度との相違

指定管理者制度の新設に伴い、従来は行政処分として地方公共団体が有していた利用許可権限等の施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなったほか、以下の表に示す点が管理委託制度から変更となっている。

	管理委託制度（法改正前）	指定管理者制度（法改正後）
管理運営の主体	<ul style="list-style-type: none"><li>公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人（出資割合2分の1以上）に限定</li><li>相手方を条例で規定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>民間企業やNPO等を含む団体（法人格は要しない。ただし個人は除く。）</li><li>議会の議決を経て指定</li></ul>
法的性格	<ul style="list-style-type: none"><li>公法上の契約関係</li><li>条例を根拠とする契約に基づく具体的な管理業務の委託</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>管理の代行</li><li>指定（行政処分）により公の施設の管理権限を受けた指定管理者に委任</li></ul>
公の施設の管理権限	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の管理権限及び責任は、地方公共団体が引き続き有する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の管理権限を指定管理者に委任</li><li>地方公共団体は設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指定管理者に指示等を実施</li></ul>
施設の使用許可権限	<ul style="list-style-type: none"><li>地方公共団体が有する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>指定管理者が行うことができる</li></ul>

### 3 公の施設

#### (1) 公の施設とは

指定管理者制度を適用して管理運営することができるのは、本市の設置する公の施設である。公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために設ける施設をいう（法第244条第1項）。また、公の施設の設置及びその管理に関する事項については条例で定めなければならないこととされている（法第244条の2第1項）。

ただし、地方公共団体が設置する施設であっても、研究所や留置場のような施設は、住民の利用に供する施設とはいえないため公の施設とは位置づけられない。また、競輪場、競馬場についても住民の福祉の増進に直接寄与するものではないことから、公の施設には位置づけられない。

#### (2) 公の施設の管理への指定管理者制度適用の検討

地方自治法上、公の施設の管理については、地方公共団体による直営（一部事務の民間事業者等への委託は可能）による管理又は指定管理者制度による管理を行うこととされている（個別法により指定管理者制度の適用が認められない施設を除く。）。

指定管理者制度の適用の是非については、地方公共団体の判断に委ねられているところであるが、本市の設置する公の施設の管理について、直営によるのか指定管理者制度を適用するのかの検討に際しては、各施設の設置目的、管理業務の内容等に基づき、どちらの管理形態が、より効果的で効率的に設置目的を達成でき、より質の高い住民サービスを提供できるかを基本的な判断基準とすべきである。

本市において、今後も直営を維持していく施設は、指定管理者制度を適用することにより管理に要する経費が上昇することが想定される場合や、住民サービスの低下が想定される場合、指定管理者として管理可能な民間事業者等が存在しない場合及び個別法で管理者が規定されている施設が考えられる。

以上を踏まえ、実際に指定管理者制度の適用の有無を検討する場合には、施設ごとに詳細に検討するべきである。

## 第2章 指定管理者の指定候補者の選定における公募・非公募（指名）の決定

### 1 公募・非公募（指名）の決定

指定管理者の指定候補者（以下「指定候補者」という。）の選定については、住民サービスを効果的・効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く募集し選定することに意義がある。また、選定過程の透明性という視点からも公募による選定手続によることが望ましいといえる。

さらに、指定候補者の選定に当たり、特定の民間企業や団体からの応募しか見込めない場合でも、公募による選定手続により、潜在的な競争性を生み出すことで、提案される施設管理水準の向上が図られるというメリットも否定できない。

したがって、本市では高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条において、原則として、公募により指定候補者の選定を行うこととしている。

一方、地域のコミュニティの活性化を目的とした施設や施設運営に高度な専門性を要する場合、施設の設置経緯等から地元の団体等の管理がより効率的と考えられる場合、施設の利用者等との関係性の維持が極めて重要であると考えられ、他に担い手が存在しないと見込まれる場合などは、非公募（指名）による指定候補者の選定が合理的であると判断される場合もある。

さらには、指定管理者が指定を辞退した場合など、管理上、緊急に指定管理者を指定すべき事由が発生した場合は、非公募（指名）による指定候補者の選定が必要である。

これらの考え方に基づき、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書において、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて合理的理由がある場合は、指定候補者の選定を非公募（指名）により行うことができることとしている。

以上を踏まえ、本市において、公の施設の管理における指定候補者の選定は、原則公募とし、非公募（指名）により選定する場合には、各施設の設置目的や設置経緯、施設管理の効率性、施設運営の効果的な実施等について十分検討した上で判断しなければならない。

### 2 非公募（指名）とできる基準

#### (1) 施設の設置目的や特性等からの非公募（指名）による選定

以下のいずれかに該当する場合は、施設の設置目的や立地、業務内容、設置の経緯等の施設特有の性質に基づき、非公募（指名）により指定候補者を選定することができるものとする。

- ① 地域の住民団体等を指定管理者に指定することにより、施設管理がより効果的、効率的に行われることが期待できるとともに、本市の市民との協働によるまちづくりという政策実現に資すると考えられる場合
- ② 当該施設の利用者等との関係性の維持が極めて重要であることや、当該施設での利用者サービスの提供に高度な専門性が必要であること等の理由により、他に指定管理者として管理運営を担える団体等が存在しないと考えられる場合
- ③ その他、本市の政策・施策及び行政計画等の推進を図る目的で、施設の設置目的や性質、事業内容等に鑑み、非公募（指名）とすることに合理的な理由がある場合

ただし、上記に該当する場合であっても、当該団体等に施設を管理運営させることにより、利用者サービスの向上が期待できるか否か、施設管理の効率化を図れるか否かの視点により詳細に検討するとともに、非公募（指名）による理由について市民・議会に対し十分な説明が必要である。

## (2) 緊急やむを得ない場合の非公募（指名）による選定

以下に該当する場合は、緊急やむを得ない場合として、非公募（指名）により指定候補者を選定することができるものとする。

- ① 公募により指定候補者の募集を実施したものの応募者がなく、応募要件や仕様書等を見直した上、再公募を実施したが、再公募によっても応募要件を満たす応募者がなかった場合
- ② 指定管理者に指定されたものが辞退するなど、当該施設の管理運営に支障が生じる場合
- ③ 指定管理者の法人格の変更等、その他やむを得ない事情がある場合で、非公募（指名）とすることに合理的理由がある場合
- ④ 法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消した場合

以上に該当する場合で新たに指定する指定管理者の指定期間は、法人格の変更などの指定管理者の実質的な変更を来たさない場合を除き、原則として 1 年以内の期間とする。

また、上記①及び②に該当する場合で、現在の指定管理者との協議により 1 年以内の期間について暫定的に管理を実施させる場合は、現在の指定管理者の指定期間の延長（指定管理者の指定期間の変更議案の提出）により対応することも可能とする。

なお、どの団体を指定するかについては、当該施設の設置目的やこれまでの管理運営状況等を考慮し、利用者サービスの低下を招かないように、適切な団体等を選定する必要がある。

### 3 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定期間については、原則 5 年とし、非公募（指名）による指定の場合は、原則 3 年とする。

ただし、施設の設置目的や特性等を考慮し、10 年を超えない期間について、指定期間を設定することも可能とする。



### 第3章 指定管理者の応募要件

指定候補者を公募により選定するに当たり、それぞれの施設の設置目的、性質、規模及び立地条件等により、施設ごとに応募要件を設定しなければならない。

応募要件については、施設の設置目的や性質、地域性等を考慮した上で、施設の安定的な管理運営が可能であること及び競争性を確保できる必要最小限の条件であることや、施設の公共性に鑑み、不適切な事業者を排除するなどの考え方にに基づき、以下のとおり要件を設定するものとする。

#### 1 各施設共通の必須応募要件

##### (1) 法人その他の団体であること

指定管理者となるためには、当該施設の管理運営を円滑かつ安定的に実施可能な法人その他の団体である必要がある。必ずしも法人格を要求するものではないが、個人を指定管理者として指定することは許されないとされている（法第244条の2第3項）。

また、複数の法人や団体により構成される共同企業体による応募も可能である。

##### (2) 本市に「本社、本店等主たる事務所、支社又は営業所等」を設置していること

この要件は、管理運営施設における事故等の緊急時に、本市との協議や事故等への対応を速やかに行い、市民の施設利用等への影響を最小限に抑えることを目的としている。

「支社又は営業所等」とは、協定締結権限等一定の代理権を付与されている従業員が配置されたものをいう。

また、応募現在で本社、本店等主たる事務所、支社又は営業所等を本市内に有していない団体等であっても、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第126号）第5条に規定する高知市公の施設に係る指定管理者指定通知書に記載する通知日（指定管理者の指定に関する議案の議決日から2週間程度）から2か月以内に設置（本社、本店等主たる事務所の本市への移転を含む。）できる団体等であれば応募可能とする。

なお、共同企業体による応募の場合は、応募現在で構成団体等のうち2分の1以上が本社、本店、支社又は営業所等を本市に設置していることを要件とする。

##### (3) 法人等又はその代表者が以下に該当しないこと（共同企業体での応募の場合には、構成団体及び構成員が以下に該当しないこと）

① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市の一般競争入札等の参加を

制限されている者

- ② 本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等
- ③ 本市から指定管理者の業務の全部又は一部を停止され、停止期間の満了の日から6か月を経過しない団体等
- ④ 税（国税（法人税及び消費税）、高知県税及び高知市税（高知市に事業所を設置していない事業所は、本店の届出をしている自治体の税））を滞納している団体等
- ⑤ 法人以外の団体にあつては、団体等の代表者が、税を滞納している団体等
- ⑥ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- ⑦ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- ⑧ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。⑨において同じ。）がなされた団体等
- ⑨ 会社更生又は民事再生の手續について申立てがなされ、この手續が終了していない団体等
- ⑩ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体等
- ⑪ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3か月を経過しない団体等
- ⑫ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- ⑬ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している団体等
  - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。）
  - イ 高知市議会議員並びに高知市長
- ⑭ 応募説明会及び施設見学に参加しなかった団体等

## 2 施設の設置目的、性質等により設定可能な応募要件

それぞれの施設の設置目的、性質、規模及び立地条件等を考慮し、上記の必須応募要件を更に制限することや、新たな応募要件を追加することができるものとする。

具体的には、以下のようなものが考えられる。

- 施設で実施する事業内容により、個別法で経営主体等に法人格を要することとされている場合は、法人に限定すべきである。

(例) 社会福祉法第 60 条 第一種社会福祉事業（入所による事業等）は，国，地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則としている。

- 施設の規模が大きく，安定的，継続的な管理運営を担保するため，一定の経済的基盤や人的基盤を指定管理者に求める場合に一定の条件を追加する場合。
- 施設の事業内容等により，事故対応や利用者サービスの性質等から，本市と指定管理者との協議や対応の迅速性，指定管理者側の一定の判断等の権限を重視する必要がある場合に，「本社，本店，支社又は営業所等」の設置要件を厳格化し，本市に本社，本店を設置していることを要件とすることも考えられる。

新たな応募要件や必須応募要件に上乗せの要件を設定するに際しては，施設の設置目的や性質，地域性等を考慮した上で，施設の安定的な管理運営を図ることや競争性を確保できる必要最小限の条件とすることを十分に検討し，公募手続の公正性や透明性に配慮する必要がある。

## 第4章 公募による選定手続

現在、公募による指定候補者の選定手続については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び高知市指定管理者審査委員会条例に基づき実施している。

これまでの選定手続における課題等を踏まえ、選定手続の一部を下記のとおり改善するものとする。

### 1 審査委員会の委員構成

選定手続の公正性及び透明性の観点から、従来どおり、第三者である外部委員と本市職員の委員によって構成された審査委員会で審査するものとする。

外部委員については、各施設の設置目的や特性等に合わせて、施設の所管課が、行政運営等に関する有識者（大学教員等）、当該施設の属する政策分野に関する有識者等から公平性等に留意し、個別に選任する。

なお、応募団体等の財務状況等に対する審査については、専門的な知識が必要であることから、新たに税理士や公認会計士等の有識者を選任することとする。

また、施設の役割への理解、本市の政策・施策への理解、地域特性の反映状況や防災、環境、福祉、人権等への配慮等の視点からの審査を実施するために、今後も継続して本市職員（総務部副部長、財務部副部長、施設所管部局副部長（教育委員会においては教育次長）等）を委員として選任することとする。

したがって、従来、審査委員会委員は、有識者である外部委員3名と本市職員である委員3名で構成していたが、専門的識見を有する外部委員4名、市職員である委員3名の7名の委員による選定審査を実施することとし、審査の専門性や透明性をより一層向上させるものとする。

### 2 審査委員会における選定基準

審査委員会における選定基準については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に定めるとおりであり、それぞれの基準における評価項目等の例を以下のとおりとする。

なお、この選定基準、評価項目、採点基準及び各項目の配点については、本市が当該施設の管理運営に対してどのようなものを求めているのかについて、応募団体等へ伝える手段であることを意識して各所管課で施設の特性等を考慮し設定するものとする。

(1) 選定基準 1 「指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること。」

評価項目 採点基準の例

評価項目	採点基準	備考
利用者の平等確保と要望の把握及び反映	○ 施設利用申請等に対する平等の確保策がとられているか	事業計画書における利用者間の調整や利用者アンケートの実施及び管理運営への反映等の取組を評価
	○ 施設利用者の要望・提言等を把握し管理運営へ反映する方策が検討されているか	

(2) 選定基準 2 「指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。」

評価項目 採点基準の例

評価項目	採点基準	備考
事業計画	○ 施設の設置目的を理解しているか	○ 施設の設置目的や指定管理者が行う業務の内容を理解した上で、利用者増加やサービス向上策が適切に提案されているか。 ○ 地域住民等との連携した取組が提案されているか。 ○ 施設の空きスペースを利用するなど、工夫された提案となっているか。等
	○ 本市の管理方針や施設の設置目的及び管理運営に係る仕様書に合致した事業計画となっているか	
	○ 利用者へのサービス向上が見込まれるか	
	○ 利用者増加のための方策は創意工夫や企画力があり効果的な内容であるか	
	○ 地域住民や団体、関係機関等との連携が図られているか	
	○ 施設の設置目的の範囲内であり、かつ指定管理業務に支障のない自主事業の提案がなされているか	

(3) 選定基準3 「指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。」

評価項目 採点基準の例

評価項目	採点基準	備考
事業者概要	○ 団体等の財務状況の健全性はあるか	応募者に提出させる定款や寄附行為等の会社概要、財務諸表、事業計画書のうち職員配置計画等を参考にす
	○ 類似施設等での運営実績は良好であるか	
運営体制	○ 安定かつ継続的な運営を行う上で、適正な組織体制、人員配置計画となっているか	
	○ 従業員の採用、確保の方策は適切か	
	○ 従業員の指導育成、研修計画は能力向上を図る内容であるか	
施設の維持管理	○ 仕様書に定める施設の維持管理業務について、その内容及び実施手法等は適切か	
利用者の安全確保	○ 事故、トラブル及び災害発生時の利用者の安全確保の方策が図られているか	

(4) 選定基準4 「収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。」

評価項目 採点基準の例

評価項目	採点基準	備考
収支状況	○ 収支の積算と事業計画の整合性は図れているか	応募者に提出させる事業計画書及び収支予算書等を参考にす。
	○ 収支計画の実現性はあるか	
	○ 利用者の増加による収入増加が図れるものであるか	
	○ 利用者サービスを低下させずに、経費縮減策が図られているか	

(5) 選定基準 5 「個人情報（高知市個人情報保護条例）の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。」

評価項目 採点基準の例

評価項目	採点基準	備考
個人情報の保護	○ 個人情報の適正な取扱いが確保できるか	事業計画書を参考に にする。

(6) 選定基準 6 「市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準」

評価項目 採点基準の例

評価項目	採点基準	備考
政策・施策推進	○ 施設の役割への理解, 本市の政策・施策への理解は十分であり, 地域貢献が見込めるものか	応募者に提出させる 定款や寄附行為 等の会社概要, 事 業計画書のうち職 員配置計画等を参 考にする。
	○ 地域特性の反映状況や防災, 環境, 福祉, 人権等への配慮への取組は図られているか	
地域経済への貢献	○ 従業員の雇用は地元での雇用となっているか	
	○ 本社, 本店等主たる事務所は市内に設置しているか (※)	

※ 「主たる事務所」とは, 団体等の本拠であり, 定款等に定められた主たる事務所の所在地が本市内であることを意味します。

① 評価項目の「政策・施策推進」については, 以下の例を参考に採点基準を設定し, 審査を実施する。

- 例 ○ 物品調達や施設の保守管理業務委託における地元事業者への発注や地元製品の購入等への配慮がなされているか
- 地域の美化活動への参加や独自実施が計画されているか
  - 防犯, 防災, 災害復旧時における施設の利用等について計画されているか
  - 高齢者, 障がい者及び子どもたちへの施設利用時の配慮や自主事業における配慮が計画されているか
  - 歴史・文化・観光振興等の地域資源の活用や本市のまちづくりに関する各地域での取組等への積極的な参加や協力等が計画されているか など

② 評価項目の「地域経済への貢献」については, 以下のような視点で審査を実施する。

- 従業員の地元での雇用とは, 指定管理期間の始期以前3か月以上の間, 本市に住

民票を置く者を雇用している割合（事業計画書内に記載する義務を課す。）を評価するもの。これは、市民税による税収はもとより、従業員の消費及び雇用の場の確保を本市への経済効果の面から指定管理者制度の副次的効果として評価するものである。

- 本社、本店等主たる事務所を市内に設置していることについての評価は、単に市町村税として本市に納める法人事業税による貢献のみではなく、当該施設の管理運営の際の事故や災害発生時の対応に際して、本社・本店等が市内にあることにより早期の組織的対応が期待されることへの評価である。

### 3 審査委員会における指定候補者の選定

審査委員会において、上記を参考に施設ごとに策定された選定基準により、委員が事業計画書等の応募団体等からの提出書類、並びに応募団体等からのプレゼンテーション及び質疑応答により審査を実施する。

#### (1) 指定候補者の選定方法

審査委員が、選定基準に基づく採点表に独自に点数を付け、その採点結果に基づき指定候補者を選定する。

#### (2) 選定結果の公表

選定結果は、審査委員会終了後速やかに公表するものとする。

公表する内容は、指定候補者の名称及び所在地、指定予定期間、審査結果、選定基準、採点結果とする。



## 第5章 非公募（指名）による選定手続

非公募（指名）による選定手続についても、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び高知市指定管理者審査委員会条例に基づき、第4章「公募による選定手続」と同様に実施することとする。

ただし、非公募（指名）による選定については、第2章の2に定める「非公募（指名）とできる基準」に合致することが必要であることを踏まえ、施設の性質や規模、地域性等を考慮し、審査委員会の規模を縮小して審査することができるものとする。

### ○ 審査委員会の縮小開催

非公募（指名）による指定候補者の選定に際しては、本市の施策実現や地域団体との協働による施設運営を目指す等、合理的な理由の有無について事前に詳細に検討し、非公募（指名）によることを決定することが前提である。

したがって、非公募（指名）による指定候補者の審査は、本市が有する当該施設の管理運営方針を全うできる団体等であることは当然であり、指定管理期間中に本市の政策・施策に沿う事業遂行や、施設の設置目的に合致した管理運営を実施していくための事業計画の確認的審査であることから、従来は、本市職員である委員のみで審査を実施していたが、非公募（指名）による場合の選定手続についても、より一層の透明性と公平性を確保するという観点から、公募による選定手続と同様に審査を実施することを原則とする。

ただし、非公募（指名）であることを踏まえ、第2章「2 非公募（指名）とできる基準」に対応する形で、以下のとおり、規模を縮小した審査委員会で審査を実施することができるものとする。

なお、第2章「2 非公募（指名）とできる基準」(2)に基づき、緊急やむを得ず非公募（指名）により指定候補者を選定する場合については、下表の①②と同様に、本市職員3名で構成される規模を縮小した審査委員会で審査を実施することができるものとする。

非公募（指名）とする基準	審査委員会の構成等
① 地域の住民団体等を指定管理者に指定することにより、施設管理がより効果的、効率的に行われることが期待できるとともに、本市の市民との協働によるまちづくりという政策実現に資すると考えられる場合	本市職員3名で審査委員会を構成する。
② 当該施設の利用者等との関係性の維持が極めて重要であることや、当該施設での利用者サービスの提供に高度な専門性が必要であること等の理由により、他に指定管理者として管理運営を担える団体等が存在しないと考えられる場合	
③ その他、本市の政策・施策及び行政計画等の推進を図る目的で、施設の設置目的や性質、事業内容等に鑑み、非公募（指名）とすることに合理的な理由がある場合	外部委員4名、本市職員3名の通常の審査委員会の構成とし、規模縮小は実施しない。

## 第6章 選定手続スケジュール及び情報提供等

### 1 選定手続スケジュール

平成27年度までの選定手続スケジュールの概要及び主な事務は以下のとおりであった。

月	手続等	概要
4～7月	事前協議等	公募・非公募（指名）の区分，指定管理者の指定期間，業務の範囲，権限及び利用料金制の採否等の検討
8月	指定管理者（候補者）の募集	① 募集告示 ② 募集の実施（施設概要，応募要件，申込期間，提出書類，管理基準，選定基準等を提示） ③ 応募説明会，施設見学会の開催 ④ 質問の受付，回答
9月	応募申請受付	① 書類審査 ② 暴力団排除に関する照会の実施
10月	高知市指定管理者審査委員会による審査	① 審査委員の委嘱等，審査委員会事務局である各所管課による委員会開催関係事務 ② 第1回審査委員会の開催（審査委員に対する審査要領の説明及び施設確認等） ③ 第2回審査委員会の開催（応募団体プレゼンテーション及び質疑応答等による審査の実施）
	指定候補者の決定	① 審査委員会選定結果報告，公表 ② 指定候補者の決定 ③ 指定候補者決定について応募団体への通知 ④ 指定議案提出
12月	市議会の議決	① 議決事項（指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称，指定管理者の名称，指定期間） ② 議決後の事務 ・指定管理者の指定（告示） ・指定管理者に対する指定通知
1～3月	協定の締結	① 事業計画等の細目協議，引継事務等 ② 基本協定の締結（年度内） ③ 年度協定の締結（新年度）
4月	管理の実施	指定管理者による管理の開始

このスケジュールでは、仮に12月市議会定例会において指定管理者指定議案が否決された場合は、仕様書等を見直して再公募を行う必要があるため、同一年度中の指定議案の再提出は困難である。

したがって、9月市議会定例会への指定議案の提出スケジュールとする前倒しを検討したが、指定管理者指定議案が9月議会で否決された場合には同一年度の3月末までに指定議案の再提出は可能であるものの、新たに指定された指定管理者に翌年度の4月から施設を管理運営させることは困難であり、一定期間の管理運営に関する空白期間が発生するため、当該施設を現に管理している指定管理者の指定期間の延長、他団体を指定管理者に指名（非公募による）、又は直営により施設を管理し、新たに指定された指定管理者の準備期間及び管理運営業務の引継期間を設けることとなる。

一方、9月市議会定例会へ指定議案を提出するとした場合で、当該施設を現に管理している指定管理者が応募したものの指定候補者に選定されなかった場合は、その後の管理運営業務に当たるモチベーションの低下が危惧される。

また、9月市議会定例会での指定議案の提出するためには、遅くとも6月中旬には指定管理者の応募要件、仕様書及び選定基準等を確定すべきであるが、それ以前に市議会常任委員会に応募要件等を報告する機会を設けたとしても、常任委員会からの提案・意見を踏まえた検討が時間的に困難である。

さらに、指定管理者の前年度の業務評価を翌年度の5月に実施しており、評価結果を踏まえて応募要件、仕様書及び選定基準等を見直す必要があるが、9月市議会定例会への指定議案提出とした場合には、業務評価結果を十分に踏まえた上での公募手続を実施することが困難となり、PDCAサイクルによる施設の管理運営の改善が、不十分なものになりかねないというデメリットも想定される。

以上を踏まえ、本市では、現行のスケジュールを維持しながら、市民、議会への情報提供を確実に実施し、説明責任を十分に果たすべく、選定スケジュールの一部を改めるとともに、これまでの指定管理者指定議案の事務手続を改善するものとする。

## 2 選定手続スケジュール及び指定管理者指定議案の提出事務手続の改善

### (1) 公募・非公募（指名）の別及び公募に際する応募要件等の市議会常任委員会への報告の実施

施設の管理運営に指定管理者制度を適用する場合には、指定管理者指定議案の提出年度の6月市議会定例会会期中の常任委員会に対し、施設の概要、公募・非公募（指名）の区分、指定期間、公募による選定手続における応募要件、仕様書及び選定基準等案並びに非公募（指名）による選定手続とする理由を報告するものとする。

### (2) 指定管理者指定議案審議に際する常任委員会への判断材料の提供

指定管理者指定議案の審議における判断材料として、指定候補者の選定結果、指定候

補者の事業計画の概要，収支予算書，現在の指定管理者との事業内容，経費比較（初めての指定管理者の指定となる場合は，直営時との事業内容，経費比較）の資料等を提出し，詳細な説明を行うものとする。

### **(3) 応募者がなかった場合を想定した事前準備の実施**

公募による選定手続による場合で，応募者がなかったときには，応募要件，仕様書等を再検討し，同一年度内において再度公募手続を実施することとする。

再度の公募手続については，通常の事務処理で同一年度の1月から3月までの期間中に指定管理者指定議案を市議会に提出することとなるため，翌年度4月を指定期間の始期として公募を実施している場合には，施設管理の空白期間が発生することになる。

したがって，施設管理の空白期間の管理の方法について，現行の指定管理者の指定期間を延長するか，他の団体を指定管理者に指名（非公募による）するか，直営による管理とするか等について事前に決定し，関係機関等との調整を行った上で再公募手続を行うこととする。

### 3 指定管理者指定議案の提出事務手続の改善を踏まえた選定スケジュール

#### (1) 通常の選定スケジュール

月	手続等	概要
3～5月	事前協議等	公募・非公募（指名）の区分，指定管理者の指定期間，業務の範囲，権限及び利用料金制の採否等の検討
6月	市議会定例会への事前報告	① 該当施設の指定管理者選定の公募・非公募（指名）の区分及び非公募（指名）の理由の説明 ② 公募の場合の応募要件，仕様書，選定基準等案の説明
8月	指定管理者（候補者）の募集	① 募集告示 ② 募集の実施（施設概要，応募要件，申込期間，提出書類，管理基準，選定基準等を提示） ③ 応募説明会，施設見学会の開催 ④ 質問の受付，回答
9月	応募申請受付	① 書類審査 ② 暴力団排除に関する照会の実施
10月	高知市指定管理者審査委員会による審査	① 審査委員の委嘱等，審査委員会事務局である各所管課による委員会開催関係事務 ② 第1回審査委員会の開催（審査委員に対する審査要領の説明及び施設確認等） ③ 第2回審査委員会の開催（応募団体プレゼンテーション及び質疑応答等による審査の実施）
	指定候補者の決定	① 審査委員会選定結果報告，公表 ② 指定候補者の決定 ② 指定候補者決定について応募団体への通知 ③ 指定議案提出
12月	市議会の議決	① 議決事項（指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称，指定管理者の名称，指定期間） ② 常任委員会への所管部局からの詳細な説明を実施（選定結果，候補者の概要，事業計画の概要及び経費比較等の資料） ③ 議決後の事務 ・指定管理者の指定（告示） ・指定管理者に対する指定通知（議決日から2週間程度）
1～3月	協定の締結	① 本市への本社，本店等主たる事務所，支社又は営業所等設置確認（指定通知日から2か月以内。申請時点で本市に本社，本店等主たる事務所，支社又は営業所等を有していない団体等が指定管理者として指定された場合に限る。）

		② 公の施設の管理に係る協定の締結に当たっての個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書の受付（基本協定締結まで） ③ 事業計画等の細目協議，引継事務等 ④ 基本協定の締結（年度内） ⑤ 年度協定の締結（新年度）
4月	管理の実施	指定管理者による管理の開始

6月の市議会定例会常任委員会において、各施設の指定管理者選定手続における、公募・非公募（指名）の区分，指定期間，公募による選定手続における応募要件，仕様書及び選定基準等案並びに非公募（指名）による選定手続とする理由を報告する手続を追加する。

また，12月市議会定例会常任委員会における指定議案の審議に際して，指定候補者の選定結果，指定候補者の事業計画の概要，収支予算書，現在の指定管理者との事業内容，経費比較（初めての指定管理者の指定となる場合は，直営時との事業内容，経費比較）の資料等を提出し，詳細な説明を行うものとする。

(2) 公募による選定手続に際して応募者がなかった場合の対応スケジュール（参考）

月	手続等	概要
3～5月	事前協議等	公募・非公募（指名）の区分，指定管理者の指定期間，業務の範囲，権限及び利用料金制の採否等の検討
6月	市議会定例会への事前報告	応募要件，仕様書，選定基準等案の説明
8月	指定管理者（候補者）の募集	① 募集告示 ② 募集の実施（施設概要，応募要件，申込期間，提出書類，管理基準，選定基準等を提示） ③ 応募説明会，施設見学会の開催 ④ 質問の受付，回答
9月	応募申請受付締切	応募者なしの確認
	市議会への報告	市議会常任委員会への応募者がなかったこと及び再公募を実施する旨の報告
10月	応募要件・仕様書等の見直し	応募者なしの結果を受け，所管部局において，応募要件及び仕様書等の見直しを実施
	市議会への報告	応募要件及び仕様書等の見直し結果を常任委員会へ事前報告
11月	指定管理者（候補者）の再募集	① 再募集告示 ② 再募集の実施（施設概要，応募要件，申込期間，提出書類，管理基準，選定基準等を提示） ③ 応募説明会，施設見学会の開催 ④ 質問の受付，回答
12月	再応募申請受付	① 書類審査 ② 暴力団排除に関する照会の実施
1月	高知市指定管理者審査委員会による審査	① 審査委員の委嘱等，審査委員会事務局である各所管課による委員会開催関係事務 ② 再応募による施設管理空白期間について別途非公募（指名）により指定管理者を選定する場合は，合わせて指定候補者の選定手続を実施 ③ 第1回審査委員会の開催（審査委員に対する審査要領の説明及び施設確認等） ④ 第2回審査委員会の開催（応募団体プレゼンテーション及び質疑応答等による審査の実施）
	指定候補者の決定	① 審査委員会選定結果報告，公表 ② 指定候補者の決定

		③ 指定候補者決定について応募団体への通知 ④ 指定議案提出
2～3月	市議会の議決	① 議決事項（指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者の名称、指定期間） ② 常任委員会への所管部局からの詳細な説明を実施（選定結果、候補者の概要、事業計画の概要及び経費比較等の資料） ③ 議決後の事務 ・指定管理者の指定（告示） ・指定管理者に対する指定通知（議決日から2週間程度）
4～5月	協定の締結	① 本市への本社、本店等主たる事務所、支社又は営業所等設置確認（指定通知日から2か月以内。申請時点で本市に本社、本店等主たる事務所、支社又は営業所等を有していない団体等が指定管理者として指定された場合に限る。） ② 公の施設の管理に係る協定の締結に当たっての個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する誓約書の受付（基本協定締結まで） ③ 事業計画等の細目協議、引継事務等 ④ 基本協定の締結 ⑤ 年度協定の締結
○月	管理の実施	指定管理者による管理の開始

再公募による場合には、応募要件及び仕様書等の見直しを実施した後、市議会常任委員会へ報告した上で、再公募の手続に入ることとする。また、当初予定していた指定管理期間の始期から再公募による指定管理者に管理をさせることが困難な場合で、管理空白期間に対応するため、別途非公募（指名）により指定管理者を選定することとした場合には、1月に再公募による指定候補者の選定と、非公募（指名）による管理運営空白期間を指定期間とする指定候補者の選定を同時に審査する必要がある。その後の指定管理者指定議案の提出及び市議会の議決についても同様である。



(3) 指定議案が否決された場合の対応スケジュール（参考）

月	手続等	概要
3～5月	事前協議等	公募・非公募（指名）の区分，指定管理者の指定期間，業務の範囲，権限及び利用料金制の採否等の検討
6月	市議会定例会への事前報告	① 該当施設の指定管理者選定の公募・非公募（指名）の区分及び非公募（指名）の理由の説明 ② 公募の場合の応募要件，仕様書，選定基準等案の説明
8月	指定管理者（候補者）の募集	① 募集告示 ② 募集（施設概要，応募要件，申込期間，提出書類，管理基準，選定基準等を提示） ③ 応募説明会，施設見学会の開催 ④ 質問の受付，回答
9月	応募申請受付	① 書類審査 ② 暴力団排除に関する照会の実施
10月	高知市指定管理者審査委員会による審査	① 審査委員の委嘱等，審査委員会事務局である各所管課による委員会開催関係事務 ② 第1回審査委員会の開催（審査委員に対する審査要領の説明及び施設確認等） ③ 第2回審査委員会の開催（応募団体プレゼンテーション及び質疑応答等による審査の実施）
	指定候補者の決定	① 審査委員会選定結果報告，公表 ② 指定候補者の決定 ③ 指定候補者決定について応募団体への通知 ④ 指定議案提出
12月	市議会の議決 ↓ 否決	① 議決事項（指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称，指定管理者の名称，指定期間） ② 常任委員会への所管部局からの詳細な説明を実施（選定結果，候補者の概要，事業計画及び経費比較等の資料） ③ 否決後の事務 ・指定管理者に対する不指定通知（議決日から2週間程度）
1～2月	今後の対応方針決定	翌年度4月からの施設管理の空白期間への対応決定 ① 現行の指定管理者の指定期間の延長を実施 ② 非公募（指名）による指定管理者の指定を実施 ③ 直営による施設管理を実施

① 施設の管理空白期間について現在の指定管理者の指定期間を延長して対応する場合

上記のスケジュールに引続き、下記のスケジュールで指定管理者の指定期間延長手続を実施する。

月	手続等	概要
2月	現在の指定管理者の指定期間延長議案の提出	① 現在の指定管理者の指定期間延長議案提出
3月	市議会の議決	① 議決事項（指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者の名称、指定期間） ② 常任委員会への所管部局から指定期間延長が必要である旨の説明を実施 ③ 議決後の事務 ・指定管理者の指定（告示） ・指定管理者に対する指定通知（議決日から2週間程度）
	協定の締結	① 事業計画等の細目協議等 ② 基本協定の締結（年度内） ③ 年度協定の締結（新年度）
4月	管理の実施	現行指定管理者による管理の実施

② 非公募（指名）による指定管理者の指定を実施する場合

(2) 公募による選定手続に再指定応募者がなかった場合の対応スケジュールの1月以降のスケジュールを参考に指定候補者の決定手続等を実施する。

③ 施設の管理空白期間について直営による管理に変更する場合

直営による管理に変更する場合は、管理体制及び施設管理の一部業務委託の範囲、予算の見直し等を1月から3月の間に検討後、4月から施設管理を実施する。

以上の例外的な選定スケジュールは、あくまで参考であり、応募者がなかった理由や市議会の否決の理由を踏まえ、その後の対応は、庁内で十分協議した上で決定するものとする。

## 関係法令

(※ 附則, 別表等の掲載は省略しています。)

### 地方自治法 (抜粋)

(昭和 22 年法律第 67 号)

#### (公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### (公の施設の設置, 管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実

地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

#### 地方自治法施行令(抜粋)

(昭和 22 年政令第 16 号)

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）(抜粋)

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当た

- る違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
  - 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
  - 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
  - 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
  - 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
  - 七 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
  - 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

## 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成 17 年条例第 69 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設(以下「指定施設」という。)の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第 4 条第 1 項各号に掲げる指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長等に申請しなければならない。

- (1) 団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (3) 指定施設の管理に係る収支予算書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定候補者の選定等)

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、指定候補者を選定するものとする。

- (1) 指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

- (3) 指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) 前条第3号の収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いを適正に行う体制が整備されていること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

- 2 市長等は、前項の規定による選定をしたときは、速やかにその結果を前条の規定により申請をした団体に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が議会において議決されたときは、速やかに当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

- 2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長等は、第1項の議案が議会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分を行わなければならない。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、第2条第8号に規定する期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 第3条第2号の事業計画書に記載された事項
- (2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項
- (3) 指定施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
- (4) 指定施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に記載すべき事項
- (6) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況

- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が定める事項  
(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況について定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、その管理しなくなった公の施設及び設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償等)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設若しくは設備器具等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(個人情報保護)

第11条 指定管理者は、個人情報保護法に準拠して、個人情報が適切に保護されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。



## 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(平成 17 年規則第 126 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 69 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第 2 条 条例第 2 条の規定による公募は、高知市公告式条例(昭和 28 年条例第 1 号)に基づく公告、高知市広報又は高知市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条に規定する規則で定める申請書は、高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書(第 1 号様式)によるものとする。

2 条例第 3 条第 1 号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 法人以外の団体にあっては、代表者の身分を証する書類、会則、構成員名簿等
- (4) 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 前事業年度における収支決算書、貸借対照表その他財務の状況の概要が分かる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、高知市公の施設に係る指定候補者選定結果通知書(第 2 号様式)によるものとする。

(指定等の通知)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者の指定をしたときは、高知市公の施設に係る指定管理者指定通知書(第 3 号様式)により当該指定管理者に通知するものとする。

2 条例第 5 条第 3 項の規定により指定管理者の指定をしないときは、高知市公の施設に係る指定管理者不指定通知書(第 4 号様式)により指定候補者に通知するものとする。

(指定の告示)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定した法人その他の団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定の期間
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第 7 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは高知市公の施設に係る指定管理者指定取消通知書(第 5 号様式)により、期限を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じ

たときは高知市公の施設に係る指定管理者業務停止命令書(第6号様式)により当該指定管理者に通知するとともに, その旨を告示しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は, 市長が別に定める。

## 高知市指定管理者審査委員会条例

(平成 27 年条例第 25 号)

(設置)

第 1 条 高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 69 号。以下「手続条例」という。)第 4 条第 1 項の規定による公の施設の指定候補者の選定に係る審査並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に係る審議を行うため、規則又は教育委員会規則で定める施設(以下「対象施設」という。)ごとに、指定管理者審査委員会(以下「各委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 各委員会は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事項について審査又は審議し、その結果を市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)に報告するものとする。

- (1) 指定候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 各委員会は、次に掲げる者のうちから委嘱又は任命する委員 7 人以内をもって組織する。ただし、手続条例第 2 条ただし書の規定により公募を行わない対象施設に置く各委員会において市長等が適当と認めるときは、第 2 号に掲げる者のみで組織することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市職員

- 2 各委員会に委員のうちから選任する委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、会務を総理し、各委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、委員並びに委員長及び副委員長の選任その他各委員会の組織について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、特に期限を付した場合を除き、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第 5 条 各委員会の会議(以下「会議」という。)は、各委員会ごとに委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 各委員会は、委員の 3 分の 2 を超える出席がなければ、会議を開くことができない。  
(資料提供その他の協力等)

第6条 各委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 各委員会の庶務は、各委員会が置かれる対象施設を所管する部等において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、各委員会の運営について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

## 高知市指定管理者審査委員会条例施行規則

(平成 27 年規則第 22 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市指定管理者審査委員会条例（平成 27 年条例第 25 号。以下「条例」という。）に基づく指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）の設置並びに委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の審査対象施設)

第 2 条 条例第 1 条の規則で定める施設（以下「対象施設」という。）及び当該対象施設ごとに置く委員会（以下「各委員会」という。）の名称は、別表のとおりとする。

(委員)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号の委員は、対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する者のうちから市長が委嘱する者 4 人以内とする。

2 条例第 3 条第 1 項第 2 号の委員は、第 1 号に掲げる者をもって充てるほか、第 2 号から第 4 号までに掲げる者のうちから市長が任命する 2 人以内とする。

(1) 総務部副部長の職にある者

(2) 財務部副部長の職にある者

(3) 対象施設を所管する部の副部長（副部長が 2 人以上の場合は、当該施設を担当する副部長）の職にある者

(4) その他市長が指名する者

3 対象施設の指定管理者となろうとする団体の代表者、役員その他利害関係にある者は、各委員会の委員となることができない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項の委員長及び副委員長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 委員長 前条第 2 項第 1 号に定める者

(2) 副委員長 前条第 2 項（第 1 号を除く。）に掲げる者のうちから委員長が指名するもの

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、各委員会の委員長が委員会に諮って定める。

## 高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則

(平成 22 年教育委員会規則第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市指定管理者審査委員会条例（平成 27 年条例第 25 号。以下「条例」という。）に基づく高知市教育委員会の所管する公の施設に係る指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）の設置並びに委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の審査対象施設)

第 2 条 条例第 1 条の教育委員会規則で定める施設（以下「対象施設」という。）及び対象施設ごとに置く委員会（以下「各委員会」という。）の名称は、別表のとおりとする。

(委員の選任)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号の委員は、対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する委員 4 人以内を高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 条例第 3 条第 1 項第 2 号の委員は、第 1 号に掲げる者をもって充てるほか、第 2 号から第 4 号までに掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する 2 人以内とする。

- (1) 総務部副部長の職にある者
- (2) 財務部副部長の職にある者
- (3) 対象施設を担当する教育次長
- (4) その他教育委員会が指名する者

3 対象施設の指定管理者となろうとする団体の代表者、役員その他利害関係にある者は、各委員会の委員となることができない。

(委員長及び副委員長の選任)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項の規定による委員長及び副委員長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 委員長 前条第 2 項第 1 号に定める者
- (2) 副委員長 前条第 2 項（第 1 号を除く。）に掲げる者のうちから委員長が指名するもの

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、各委員会の委員長が定める。